

横浜市出産費用助成金支給要綱

制定 令和 6 年 9 月 9 日 こ地字第 1738 号（こども青少年局長決裁）
最近改正 令和 7 年 3 月 28 日 こ地字第 4207 号（こども青少年局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市出産費用助成金（以下「助成金」という。）の支給に必要な事項を定めるものとする。

（助成金の対象者）

第 2 条 助成金の対象者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和 6 年 4 月 1 日以降に妊娠 85 日以上の出産（死産及び流産を含む。）をした者
- (2) 出産日に横浜市に在住（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に規定する住民基本台帳に記録されている住所を有することをいう。以下同じ）している者で、助成金の申請日において引き続き横浜市に在住している者。または、配偶者からの暴力等を理由に、横浜市に在住しないが、横浜市内に出産日から申請日において居住実態があると認められる者
- (3) 出産日に次のアからケまでのいずれかに該当する者
 - ア 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による被保険者
 - イ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の規定による被保険者。ただし、同法第 3 条第 2 項の規定による日雇特例被保険者を除く。
 - ウ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）の規定による被保険者
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定による共済組合の組合員
 - オ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
 - カ 健康保険法の規定による被扶養者。ただし、同法第 3 条第 2 項の規定による日雇特例被保険者を除く。
 - キ 船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による被保険者の被扶養者を除く。
 - ク 健康保険法第 126 条の規定により日雇特例被保険者手帳の支給を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及びその者の被扶養者。ただし、同法第 3 条第 2 項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第 126 条第 3 項の

規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びにそれらの者の被扶養者を除く。

ケ 国民健康保険組合の被保険者国民健康保険組合の被保険者

- 2 前項の規定にかかわらず、前項第1号及び第3号に該当する者が死亡した場合で、その者が出産日からその死亡の日の前日まで横浜市に在住していたとき（配偶者からの暴力等を理由に、横浜市に在住しないが、横浜市内に出産日からその死亡の日の前日まで居住実態があったと認められる場合を含む。）は、その者が出産した児童（以下「出産児」という。）と同居している者（児童福祉法第27条第1項第3号に規定される委託又は入所の措置による出産児を養育する児童養護施設等を除く。）であって、申請日において横浜市に在住している者を助成対象者とする。
- 3 一出産児に対し2人以上の者が前項の助成対象者に該当する場合は、いずれかのみが第4条の申請を行うことができる。
- 4 助成対象者が未成年者である場合、当該未成年者又はその法定代理人のいずれかのみが申請することができる。

（助成金の額）

第3条 助成金の額は、1産児の出産につき9万円を限度とし、申請者が加入する公的医療保険（前条第2項の助成対象者が申請する場合にあっては、同項に規定する死亡した者その配偶者又は当該助成対象者が加入する公的医療保険）から当該産児に係る出産育児一時金の付加給付が支給される場合は、9万円から当該出産育児一時金の付加給付の額を控除した額とする。

（助成金の申請）

- 第4条 申請者は、横浜市出産費用助成金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請に当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認める書類については添付を省略することができる。
 - (1) 第2条第1項第1号に該当する事実を確認できる書類（出生証明書の写しなど。ただし、市で保有する情報により確認できる場合は添付を省略することができる。）
 - (2) 第2条第1項第2号に該当する事実を確認できる書類（住民票の写しなど。ただし、市で保有する情報により確認できる場合は添付を省略することができる。）
 - (3) 第2条第1項第3号に該当する事実を確認できる書類（健康保険証の写しなど。ただし、市で保有する情報により確認できる場合は添付を省略することができる。）
 - (4) 第2条第2項の助成対象者が申請者である場合は、出産児と同居している事実が確認できる書類（住民票の写しなど。ただし、市で保有する情報により確認できる場合は添付を省略することができる。）

- 3 申請者は、預金口座への振込みにより支給を受けることが著しく困難であり、現金により助成金を支給することを希望する場合は、申請時にその旨を申し出るものとする。

(電子情報処理組織による申請)

第5条 市長は、前条に規定する申請について、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請については、前条に規定する方法により行われたものとみなして、この要綱の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請は、当該申請を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 前項の場合において、市長は、前条に掲げる書類について、当該書類の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の提出をもって当該書類の添付に代えさせることができる。

(申請期限)

第6条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、出産日の翌日から起算して1年以内に市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第2項に定める助成対象者であって、出産児の出生日が令和7年3月31日以前の者は、出産日の翌日から起算して1年を超えた日以降であっても、令和8年3月31日までの間は申請することができる。
- 3 市長は、本事業の終了その他必要と認めるときは、第1項の申請期限を変更することができる。

(助成金の支給又は不支給の決定)

第7条 市長は、第4条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の支給又は不支給を決定する。

- 2 市長は、助成金の申請を受け付けた者について、支給をすることが適当と認めたときは、横浜市出産費用助成金支給決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に対し通知する。
- 3 市長は、助成金の申請を受け付けた者について、支給をすることが不適当と認めたときは、横浜市出産費用助成金不支給決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

(助成金の支給)

第8条 市長は、前条の規定による支給決定をしたときは、申請書により申請者が指定する申請者本人名義の金融機関の普通口座への振り込むことで助成金の支給を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者から第4条第3項の規定による申し出を受け、申請内容を審査し、申請者本人名義の預金口座への振り込むことによって支給を行うことが著しく困難であると認める場合は、支給決定後に市が指定する場所で現金により助成金を支給することができる。

(振込指定口座の変更)

第9条 申請者は助成金の申請後に振込不能等の理由により、振込指定口座の変更を行う場合は、横浜市出産費用助成金支給口座登録の届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(口座振込のできる金融機関の範囲)

第10条 口座振替のできる金融機関は、横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）第55条に定められた金融機関とする。

(支給日)

第11条 助成金の支給は市長が別途定める日程にて行うこととする。ただし、その日が銀行法（昭和56年法律第59号）第15条に定める銀行の休日に当たるときは、その直前の営業日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項において定めた日程により助成金の支給を行うことが困難であると市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(振込不能の場合の取扱い)

第12条 市長が第7条第2項の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能となり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により、当初支給を行おうとした支給日の属する月の翌月末までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

- 2 前項の場合において、当該申請に係る第7条第2項の規定に基づく支給決定は、なかったものとみなす。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 助成金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(返還)

第 14 条 市長は、助成金の支給後、虚偽の申請その他不正な行為により助成金を受給したこと、又は支給要件に該当しないことが判明した者に対して、助成金の支給に係る決定を取り消し、第 7 条第 3 項に規定する通知を行ったうえで、既に支給された助成金の返還を命ずることができる。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、本助成金の支給に関し必要な事項は、こども青少年局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市出産費用助成金申請書



横浜市長

私は、出産した日から申請日現在まで引き続き横浜市に在住していますので、出産の事実に基づき、裏面記載の「同意・誓約事項」に同意・誓約の上、次のとおり申請します。支給決定した際には、助成金を本申請書に記載した振込指定口座に振り込んでくださ

申請者について (出産した方)	フリガナ							生年月日	年	月	日
	氏名										
	住所	〒横浜市 電話番号									
出産について	以下には令和6年4月以降に出産(流産・死産を含む)した児童についてご記入ください。										
	申請事由 (どちらかにチェック)	☐ 出生		☐ 流産・死産		出産年月日		年 月 日			
	母子健康 手帳番号	第1子									
		第2子									
		第3子									
※出産児が4名以上いる場合は、申請書をもう1枚使用し記入してください。											
助成金の計算	加入健康保険	正式名称 (保険証券面等を参照)									
		保険者番号 (保険証券面等を参照)									
	※数字は右詰めで記入、8桁未満の場合は先頭に、0(ゼロ)をつけて8桁としてください。										
	助成額 (差引前)	(A) 円						※1 1産児あたり9万円 例: 双子の場合、9万円×2人=18万円			
	付加給付の 金額(※1)	(B) 円						※1 付加給付の金額 加入している健康保険から出産育児一時金の付加給付がある場合は、その金額を記入(出産した児童数に応じて計算)。付加給付がない場合は、0円と記入してください。			
申請金額 (※2)	(A-B) 円						※2 支給する助成金額は審査を経て、市が決定します。				
口座情報	支払希望 金融機関	金融機関名				支店名			口座 番号	普通口座	
		金融機関 コード				支店コード					
		口座名義(カタカナ)									
	※ 振込指定口座は、必ず申請者の普通口座を記入してください。 ※ 口座名義は通帳の記載に合わせてください。 ※ ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。 ※ 長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。										

裏面の【同意・誓約事項】を確認し、以下にチェックしてください。
☐ 裏面の【同意・誓約事項】すべてに同意・誓約します。

【同意・誓約事項】

- 1 助成金の支給要件の審査等のため、必要に応じて関係書類を提出すること、及び横浜市が必要な住民基本台帳情報や母子保健に係る情報等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 2 本申請書に記載した加入する健康保険から支給される付加給付の確認のため、横浜市から加入する健康保険の組合等へ連絡し支給金額等を確認することに同意します。
- 3 書類の記載事項について虚偽であることが判明した場合や助成金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、支給された助成金を返還します。
- 4 この申請は、助成金の支給に対してのみ行うもので、他の手当等の支給決定に影響を及ぼすものではありません。他の手当等に係る申請又は各届出に係る書類は改めて提出し、審査を受けることを同意します。

※横浜市使用欄(ここから下には記入しないでください)

連絡事項					
不足書類			担当:		

こ地字第 号
令和 年 月 日

横 浜 市 長



横浜市出産費用助成金 支給決定通知書

申請のありました「横浜市出産費用助成金」について、次のとおり支給を決定しました。

申 請 者 氏 名	
支 給 額	
支 給 予 定 日	

こ地字第 号
令和 年 月 日

横 浜 市 長 印

横浜市出産費用助成金 不支給決定通知書

申請のありました「横浜市出産費用助成金」について、次のとおり不支給を決定しました。

申 請 者 氏 名	
不 支 給 決 定 理 由	

横浜市出産費用助成金支給口座登録の届出書



横浜市長

以下の通り、振込先口座の変更を届け出ます。

届出者について (出産した方)	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名					
	住所	〒横浜市 電話番号				

変更先口座情報	支払希望 金融機関	金融機関名				支店名				口座 番号	普通口座						
		金融機関 コード				支店コード					※数字は右詰めで記入、8桁未満の場合は先頭に、 0(ゼロ)をつけて7桁にしてください。						
	口座名義(カタカナ)																
※ 振込指定口座は、必ず申請者の普通口座を記入してください。 ※ 口座名義は通帳の記載に合わせてください。 ※ ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。 ※ 長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。																	

※横浜市使用欄(ここから下には記入しないでください)

連絡事項													
不足書類	担当:												